

ホームページ <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/index.htm>

D138

## 専門医の認定に必要な手続など

### ノルトライン医師会の卒後研修規則に添付されているもの

#### 訳者解説

ここに紹介する一般注意書や申請書類などは、2005年5月に改定されたドイツの卒後研修規則に付随して示されたもので、専門医認定試験で必要となる注意事項などを詳しく説明しています。

つまらない事務手続と軽視せず少し我慢して読んで下さると、ドイツの専門医制度の実施要領が具体的に把握できると思います。例えば、EU理事会はその指令（命令）によって、加盟各国に研修医の身分やパートタイム研修の扱いなどの基準を義務づけていますが、この注意書などを読むと、それがどのように実施され、審査されているか、といったようなことが分かります。また、日本の現状と対比すると、参考になることが多数あるのではないかと思います。

ドイツは2003年に卒後研修規則を大幅に改定し、専門医とそのサブスペシャルティー及びその他の専門的資格の種類と内容を最新のものに改めました。これについては下記のような2編の翻訳（訳者解説付き）を掲載しているので、関心をお持ちの方はご覧ください。

- ◆ Part A 条文 D136 <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/d136.htm>
- ◆ 研修期間の一覧 D137 <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/d137.htm>

この注意書を含めた卒後研修規則は下記ノルトライン医師会のホームページの「Weiterbildung」に掲載されています。 <http://www.aekno.de/>

2006年6月8日

訳者 岡嶋道夫

#### 資料目次

- ノルトライン医師会の卒後研修規則の一般注意書など・・・・・・・・・・ 2
- 解説 ドイツ連邦共和国以外で行った卒後研修・・・・・・・・・・ 6
- 申請書式の解説・・・・・・・・・・ 7
- 卒後研修試験 2006・・・・・・・・・・ 12

## ノルトライン医師会

公法による団体

### ノルトライン医師会の卒後研修規則の一般注意書など

(【 】は訳者による注です)

(2005年10月1日現在)

#### 1. 卒後研修の開始

卒後研修は医師免許の取得をもって、また外国の職業教育を完了した場合はドイツ連邦共和国で医師職業に従事するための許可を得てから開始される。卒後研修規則の条件を充たす AiP としての従事は卒後研修を短縮することができる。口腔-顎-顔面外科領域の試験への認可は、歯科医師としての国家試験も条件となる。医師免許もしくは職業許可【従来の AiP と外国人の場合は免許ではなく「許可（制限のついた仮免許的なもの）」で従事する】を持たずに従事したことは卒後研修として算入されない。

【AiP=18ヶ月の臨床初期研修で、2004年10月に廃止された】

#### 2. 申請提出の期日

承認を求める申請

##### — 専門医

(例えば一般外科、小児及び若年者医学【従来の小児科】)

##### — 重点

(例えば小児及び若年者医学における重点としての新生児学)

##### — 付加称号

(例えばアレルギー学、自然療法、スポーツ医学)

それぞれの専門科、重点または付加称号の最低卒後研修期間を経過したときに可能となる。重点または場合によっては付加称号の認可に対しては、専門医の卒後研修の枠の外で最低期間の研修をしなければならない(卒後

研修規則参照)

#### 2.1. 専門科/重点及び付加卒後研修の認可

卒後研修は専門科(・・・専門医)、重点及び付加卒後研修において実施できる。卒後研修を成果を挙げて終わると、卒後研修規則によって称号を標榜する資格が与えられる。

#### 2.2. 申請書類

受験の許可を申請するためには全ての申請書類(証書、成績証明書、手術-及び給付証明、記録用紙、証明など)を4部コピーして提出する。申請書類は医師会の申請文書ファイルに残される。

ドイツの免許を持たない申請者は、全ての卒後研修コースに対して職業従事許可(連邦医師法-10)を証明しなければならない。外国のアカデミックな学位の場合は、その学位を標榜するためのドイツの許可証をコピーして添付する。

#### 3. 手続費用

申請の手続に対する費用は 130,-Euro である。口答試験が行われないときは、申請費用は 50,-Euro である。(費用は現時点の料金規則による。)申請開始に関する確認書と一緒にあなたは所定の送金用紙を受け取る。

#### 4. 期間、内容及び時間的経過

卒後研修の期間、内容及び時間的経過は卒後研修規則に付属している規定に示されている【Part B と Part C に記載されている】。そこに示されている卒後研修期間は最低期間である。6ヶ月以下の従事は算入されない。

(例外は内科及び一般医学の専門科と付加

卒後研修の自然療法だけである)。自分の診療所における卒後研修は算入されない。

#### 4.1. 卒後研修の中断

病気、妊娠、特別休暇または兵役による卒後研修期間の中断は卒後研修には算入できない。

#### 5. 放射線防御を含む専門科と関連したレントゲン診断学

いくつかの専門科及び重点での卒後研修は、放射線防御を含む専門科と関連するレントゲン診断学に及ぶ。放射線防御知識は 1987 年のレントゲン規則の規定により放射線防御クルズスへの参加によって習得しなければならない。

#### 6. 卒後研修の方法

##### 6.1. フルタイム卒後研修＝通常卒後研修

卒後研修は全日制かつ本務の身分で、認可された卒後研修機関（例えば病院の部局）、大学病院またはそれに相当する卒後研修の指導資格のある医師のもとで実施されなければならない。

##### 6.2. パートタイム卒後研修＝事前の申請に限る

条件：

卒後研修は、全日制的卒後研修が不可能なときには、通常の労働時間の少なくとも半分のパートタイムで行うことができる。パートタイムの卒後研修は、あらかじめ医師会に届け出て許可されたときにのみ該当分だけ算入される。パートタイム卒後研修はその期間中に一つの専門科、一つの重点、または一つの付加卒後研修だけで行うことができる。パートタイム卒後研修のパーセントによる算入に対して、労働契約のコピーを提出しなければならない。パートタイムがあらかじめ医師会に申請され承認を受けていないときは承認されない。

#### 7. 卒後研修と自分の診療所

専門科、重点及び付加卒後研修に対して、

自分の診療所で行った医師業務の時間は算入されない。

#### 8. 卒後研修期間の形成

専門科に対して算入可能な期間は、通常は卒後研修期間の開始の時点からである。重点における卒後研修は、専門科の卒後研修の上に組み立てられるものである。つまり、重点の卒後研修は、早くても専門科の卒後研修の半分が経過してからでないと始めることができない（例：小児及び若年者医学では 2 1/2 年後である、etc.）。重点の称号の認可に対しては、科によるが 1 年ないし 2 年の追加の卒後研修期間を最低卒後研修期間に加えて行わなければならない。

#### 9. 成績証明書及び証明書

認定の申請には、卒後研修期間中に交付された全ての成績証明書、証明書及び記録用紙を添付しなければならない。成績証明書は卒後研修規則 § 8 及び 9 により下記について詳細に述べていなければならない：

- a) 行った卒後研修の期間ならびに病気、妊娠、特別休暇、兵役などによる中断；
- b) この卒後研修期間内に伝授され習得した知識と能力の詳細－これらの知識と能力を獲得するために行った医師業務（例えば手術）は詳細に示されなければならない。この場合卒後研修内容に関する指針を顧慮しなければならない
- c) 専門的適性  
(能力証明書)
- d) 卒後研修の一つのコースの終了後、少なくとも年に 1 回、卒後研修の状況を評価する目的を持って作成された、卒後研修で教えた者と研修を受けた者との間に求められる会話の記録用紙。

#### 申請に関する決定

## 10. 専門医称号、重点称号、 付加卒後研修：試験

医師会は試験によって申請に関する決定をおこなう。試験の場においては、申請者によって行われた卒後研修の内容、範囲及び成果が成績証明書によって証明され、習得した知識が口頭で述べられる。

### 10.1. 受験許可

卒後研修が規則通りに完了し、成績証明書や証明書によって裏付けられているときは、医師会によって受験の許可が通告される。申請書類が完全なときは一番近い試験期日への許可が考慮される。

### 10.2. 試験への応募期限

今年と来年の中央試験期日は適当な時期にライン医師会雑誌（ノルトラインの医師会雑誌）及びインターネット（[www.aekno.de](http://www.aekno.de)）で発表される。さらに各期日への申請に十分間に合うように、中央試験期日前にライン医師会雑誌に発表される。

### 10.3. 試験委員会

試験委員会は最低3名の委員により構成されるが、そのうち2名は試験を行う専門科、重点または付加卒後研修の資格認定を所有していなければならない。ノルトライン-ウェストファーレン州の労働、保健医療及び社会省【これは一つの省の名称】はそれとは別に委員を派遣することができる。

### 10.4. 試験の経過

試験委員会は一人の申請者に対して通常30分の試験を行う。試験はノルトライン医師会において個人試験の形で行われる。試験は公開されない。各試験委員会の委員は試験期日前には公示することができないが、専門科、重点または付加卒後研修のそれぞれの試験当日には公示される。

### 10.5. 試験の決定

試験終了後、試験委員会は提出された申請者の成績証明書と口頭によって述べられたことに基づいて、規定の卒後研修が成果を収めて完了しているかどうか、また申請した専門科、重点または付加卒後研修の規定された個別的な、あるいは付加的な知識があるかどうかを決定する。

### 10.6. 試験の合格

医師会は申請者に称号を標榜する権利を示した証書を交付する（通常は試験の直後に）。

### 10.7. 試験の不合格

医師会は、試験委員会の決定条件を含めた根拠を示す書面通知を申請者に交付する。

### 10.8. 試験の欠席または中断

試験申請者が十分な理由なしに欠席、または十分な理由なしに中断したときは、試験は不合格とみなされる。

#### 11. 再試験

不合格の試験は早くても3ヵ月後に再試験される。期限を定めていない再試験の場合には新たな申請と再度の手續費用が必要である。

#### 12. 試験の条件

試験に不合格のときは、試験委員会は規定の卒後研修期間を延長し、その卒後研修に特別な条件をつけることができる。試験委員会は、それが充たされたことが証明されれば、再試験を行わないで認定するという条件にすることも可能である。

#### 13. 上訴

医師会の否定的決定に対して、法的救済教示により4週間以内に医師会に対して異議を申し立てることができる。異議について医師会は、最低3名の委員、その中の2名は試験した専門科、重点または付加卒後研修の称号標榜が認められていなければならない、からなる異議申立委

員会の聴聞を行って決定する。異議申立が受け入れられないときは、訴えを管轄の行政裁判所に持ち込むことができる。

#### 14. 卒後研修の内容に関する指針（卒後研修規則の Part A と Part B）

卒後研修の内容に関する指針は、卒後研修の教育を行う医師ならびに卒後研修を受ける医師に対する基準であり、また本質的に行政実務において卒後研修内容に条件づけられる基準でもある。

卒後研修は、卒後研修規則と卒後研修内容に関する指針に期間及び内容の点で適合するように、研修医と卒後研修指導医によって組み立てられなければならない。

成績証明書には指針に示された要求を反映しなければならない。卒後研修指導医が綿密で個別的な経験を伝授できたか、または知識だけを伝授できたかを、とくに区別しなければならない。

さらに試験期日までに専門科、重点及び付加卒後研修の内容に関する指針に適合

させて申請者の意見書【鑑定、判定意見の意】を試験委員会に提出しなければならない。意見書の数はいずれの指針から得てください。

15. 卒後研修指導資格を有する医師のリスト  
医師会は常時見ることができる卒後研修指導資格を有する医師のリストを用意する。リストには、認可された大学病院、卒後研修機関及びその他【診療所など】で卒後研修指導資格を有する医師とそれぞれの卒後研修を行う期間が示されている。リストはインターネットでノルトライン医師会のホームページから引き出すことができる。

#### 16. 問合せ

疑問がある場合はノルトライン医師会に問い合わせてください。職員は電話の問合せに対して月曜から木曜まで 9.00 から 15.00 まで、金曜は 9.00 から 14.00 まで対応いたします。 Tel. : xxxxxxxxxx。

個人的相談の場合はあらかじめ電話で日時の予約が必要です。それによって担当部署の職員が対応することができます。

## 解 説

### ドイツ連邦共和国以外で行った卒後研修 (ノルトライン医師会の卒後研修規則 § 18 及び § 19 による)

ノルトライン医師会卒後研修規則 § 18 及び 19 により、外国で習得した医師業務は、これが同等のものであれば卒後研修に算入することができる。卒後研修が全日制の主勤務で大学または認可された病院部局で習得されたものであれば、当医師会は該当する詳細な成績証明書の提出によって算入可能かどうかを決定する。成績証明書は研修指導者の署名があり、卒後研修規則 § 9 により卒後研修内容に関する指針を考慮して作成されたものでなければならない。期間の範囲（いつからいつまで）だけでなく、専門科の種類及び卒後研修の内容は、成績証明書の中で証明されていなければならない。（成績証明書は認証されたドイツ語訳だけでなくオリジナルの成績証明書のコピーも医師会に提出されなければならない）。

ノルトライン医師会卒後研修規則 § 19 により、連邦共和国内において、達成しようとしている専門科で最低 12 ヶ月の卒後研修を実施しなければならない。

ノルトライン医師会卒後研修規則 § 4 により、卒後研修は効力のある職業許可【仮免許に相当】を取得してから始めることができる。卒後研修は原則として全日制で主勤務の身分において、卒後研修指導資格を有する医師の指導の下に行われなければならない。6 ヶ月以下の従事期間のものは卒後研修として算入されない。連邦医師法 § 10 による職業許可については貴方の管轄地域の地区役所に問い合わせてください。

ノルトライン医師会の地域は：

デュッセルドルフ地区役所、アドレス、電話番号及び

ケルン地区役所、アドレス、電話番号。

医師会会員のみが称号認定及び外国における卒後研修期間についての申請を提出することにご留意ください。ノルトライン-ウェストファーレン州の医療職法により、ノルトライン医師会の地域で医師の職業に従事している医師は医師会会員である。医師業務を行っていない場合には、医師会会員の所属は主たる住居地によって決まる。

## 申請書式の解説

### ノルトライン医師会の卒後研修規則による認定

全ての書類はコピーで提出してください！

下記の書類は全ての称号において提出する：

- |                                                                              |                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 医師免許証書*（外国の医師は、連邦医師法 § 10 による医師の職業に一時的に従事する許可、全卒後研修期間にわたって欠落のないもの）</p> | <p>✓ 専門医認定後の資格取得には、該当する専門医証書のコピーも 4 部</p> <p>✓ 医師会と行った文通（申請に関係した）のコピーを各 1 通</p> |
| <p>2. 学位証書*（または他のアカデミックな学位の証書、連邦共和国が標榜を認可している外国の大学のアカデミックな学位）</p>            | <p>以下の書類は、試験を必要としない申請の場合に提出する（例えば放射線防御規則またはレントゲン規則による専門分野に対して必須）：</p>           |
| <p>3. 申請している称号に対する卒後研修の全ての成績証明書及び必要な場合に手術カタログならびに記録用紙（一般注意書参照）</p>           | <p>✓ 上記 3 による提出書類は 2 部作成（コピー）</p>                                               |
| <p>4. 医師免許後の職歴（申請書式の 2 頁）</p>                                                | <p>✓ 医師会と行った文通（申請に関連した）のコピーを各 1 通</p>                                           |
| <p>5. 手続料金（一般注意書参照）</p>                                                      | <p>✓ 場合によってはクルズスの証明書のコピーを 2 部</p>                                               |
- ✓ 以下の書類は、試験を必要としている申請の全てにおいて義務づけられている。
- ✓ 上記の 3 と 4 で求められている書類はいずれも 4 部作成（コピーで）

パートタイム卒後研修、救助活動業務専門分野【救急ではなく救助隊のような活動】、レントゲン及び放射線防御規則による専門分野、運転免許規則による交通医学の専門分野などの申請に対しては別途の解説と書式を入手できます。

\*ノルトライン医師会における最初の認定申請の場合のみ



## 2. 私は下記の認定をすでに受けています：

専門科：	州医師会：	日付：
専門科：	州医師会：	日付：
重点：	州医師会：	日付：
付加称号：	州医師会：	日付：
自由選択卒後研修：	州医師会：	日付：
特殊領域：	州医師会：	日付：
付加一卒後研修：	州医師会：	日付：

(必要があれば別紙を使用)

氏名（申請者）： \_\_\_\_\_

申請する称号： \_\_\_\_\_

<b>卒後研修経過</b>
---------------

医師免許取得もしくは連邦医師法 § 10 (AiP) 以後の医師としての従事経過を記述
---------------------------------------------

No.	から まで	卒後研修場所	部局及び 指導医	種類と従事 (例 えば Itd.Arzt/OA/ Ass./Vertreter)	月数	算入可能* *医師会が記入
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

成績証明書と記録用紙はノルトライン州医師会卒後研修規則 § 8 及び 9 に該当し、申請者が習得した知識及び能力について個別に述べられており、ならびに専門的適性の問題について詳細な意見が述べられていなければならない。手術領域の科の場合は、自立して実施した手術的侵襲について、権限のある医師によって署名された記録を呈示しなければならない。

私の証明書に記載された卒後研修期間は通常の休暇以外には中断されていない。

私の卒後研修は \_\_\_\_\_ の理由により  
\_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで中断された。

本申請に含まれる全ての記述が正しいこと及び私が提出するコピーがオリジナルの成績証明書とカタログに一致していることを私は署名をもって認めます。

\_\_\_\_\_

場所/日付

\_\_\_\_\_

署名

【Itd.Arzt/OA/Ass./Vertreter の意味不明】

### パートタイム従事の許可申請

取得しようとしている専門科／重点／付加称号／自由選択卒後研修／付加卒後研修

.....

姓： _____	名： _____
出生地： _____	国籍： _____ 生年月日： _____
勤務先： _____	
アドレス _____	
自宅： _____	
アドレス _____	
連絡用電話番号： _____	

.....

**AiP-許可：** 【18ヶ月の初期臨床研修のときの仮免許】

日付： \_\_\_\_\_ 州： \_\_\_\_\_

医師免許取得：

日付： \_\_\_\_\_ 州： \_\_\_\_\_

現在効力のある連邦医師法 § 10 の職業許可【仮免許】：

\_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで

パートタイム卒後研修許可の開始（厳密な日付）： \_\_\_\_\_

卒後研修指導者と卒後研修場所の名前とアドレス：

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

規則正しく行う週間の労働時間（厳密な週間の時間数）： \_\_\_\_\_

あなたのパートタイム従事は最低週 19.25 時間（50%）に達していなければならない。あなたの労働契約のコピーをこの申請に添付してください。

パートタイム卒後研修の理由：

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

私の署名をもってこの申請に述べた全ての事項が正しいことを認めます

\_\_\_\_\_  
場所／日付

\_\_\_\_\_  
署名

## 卒後研修試験 2006

### 6回の中央試験期日

新しい卒後研修規則の発効後ノルトライン医師会は専門科、重点及び付加卒後研修【いずれも新しい卒後研修により規定された専門領域の分類】の認定だけでなく、2006年も1994年の卒後研修規則、放射線防御規則による専門科、重点、自由選択卒後研修、付加称号ならびに特殊領域【これらは古い規則で用いられた専門領域の分類】の認定が年間を通して6回の期日に実施される。状況によるが、専門領域及び申請者の数との関連で特別な期日が必要となるかもしれない。この規定によって、申請者と試験委員会の委員に対して中央試験期日は長期的に確保される。

ノルトラインーウェストファーレン州の休暇期間に関連して、2006年の試験期日は偶数月に設定されている。期日については一覧表を見てください。

期日に合わせた受験許可を得るためには申請期日前にノルトライン医師会に完全な資料を提出しなければならない。“申請期日”に資料が完全でないと（例えば成績証明書の欠如；手術カタログまたは給付リストの欠如、卒後研修で教えた者の署名のない成績証明書）、申請した試験期日の受験は許可されない。

試験委員会が準備できないために試験期日が延期せざるをえないことがあることを心得ておいてください。また試験委員会の委員の病気または休暇による不在によって期日が延期になることがある。

2004年は2143の試験が実施された。2005年8月までの試験数をみると、約1,300から1400で

あった。2001年以後は比較的一定で、以前の“標準”（年1,400試験）にはもはや戻らないであろう。新しい卒後研修規則の枠内では約50%の増加が見込まれる。高い申請数は、計画表の作成に対して組織にとって大きな負担を求められることになる。したがって、受験許可は一つの試験期日に対して、あらかじめ拘束力を持たずに通知されるかもしれないことをご理解願いたい。

さらに医師会の全会員に、期日の決まっている試験を円滑に処理する努力を支えてくださることを心からお願いしたい。以下の諸点に留意して、必要な事前の設定とあなたの試験期日を適正に計画することにより私たちを援助してください。

- ⇒ 医師称号取得のための条件について**事前に**情報を集めてください（卒後研修規則、注意書、卒後研修の内容に関する指針、移行規定、証明しなければならないクルズスなど）。
- ⇒ 卒後研修の最低期間を満たす前には申請を提出しないでください。
- ⇒ 申請書、履歴書などは読みやすく書くこと。
- ⇒ 必要な全ての書類（以下の事項を見る）を完全に提出するように注意してください。それにより照会、遅延またはあなたの申請書の返送を避けてください。
- ⇒ 電話による照会はしないでください、例えば“私の申請書は届きましたか？ 私の返信用ハガキ、私のファックスまたは私のE-mailを受け取りましたか？ 何時受験の認可が

得られますか？ 私の試験は必ず水曜日または木曜日の 18:00 時以後にしてください。”

- ⇒ 私たちの担当嬢たちは円滑な作業を確保するという大きな責任に努めている。多数の電話による照会は時間を遅らせることになる。
- ⇒ あなたが職業上及び／または個人的計画を考へるときに、試験期日を挿入しなければならないこと、そして試験期日を受け入れることを考慮してください。安全のために、承認までの期間を長めに 8 週間までと計画してください。
- ⇒ あなたが試験期日を取り止める場合には、すでに述べたような理由により、次の期日への“単純な”延期が何時も問題なく実現するとは限らない。

必要な書類を揃えるのに以下の事項が役立つであろう。専門科、重点、付加称号、自由選択卒業研修または特殊領域の特殊性により、また新しい卒業研修規則による申請に対しても、追加の書類が必要となるかもしれない：

1. 申請書書式 (デュッセルドルフのオフィス及びインターネットの [www.aekno.de](http://www.aekno.de) からダウンロードで入手できる)；はっきりと読めるように記入してください。
2. コピー 1 枚。申請者の原本と一致することを書式の上で証明されなければならない；
  - a) 免許、または連邦医師法 § 10 によりドイツ連邦共和国内において医師職業に従事するための卒業研修開始後における全ての承認；
  - b) 学位記及び／または他のアカデミックな称号と連邦共和国内で標榜の許された外国のアカデミックな称号の承認；

c) 卒業研修に関する成績証明書、これらは卒業研修指導資格を与えられた医師の署名がなければならない。いずれの成績証明書も卒業研修規則 § 11 に適合していなければならない、つまり成績証明書は以下の形式の内容を含んでいなければならない：

- ❖ “何時から何時まで”の期間及び研修医がどのような地位であったか、例えば助手医師【日本の研修医に相当する】、ならびに病気、妊娠、特別休暇、兵役などによる卒業研修の中断、及び卒業研修がフルタイムであったか、またはパートタイムで行われたか；
- ❖ この卒業研修期間内に伝授され、また習得した知識と能力の詳細、及びこれらの知識と能力の習得のために行った行為 (例えば手術、麻酔、レントゲン給付、検査室給付など)；
- ❖ 卒業研修を受けた医師の専門的適性に対する詳細な意見；
- ❖ 資格が数名の医師の共同で与えられた場合または卒業研修がローテーション方式で行われた場合には、ローテーションの経過を厳密に描写してある成績証明書を作成しなければならない。
- ❖ 卒業研修を共同で指導する資格が付与されている医師たち全員がこの終了成績証明書に署名しなければならない。さらに一定数の鑑定 (意見書) (通常 10) が求められている専門科及び重点などでは、成績証明書の中でこれらの鑑定 (意見書) を行ったことが証明されなければならない。

d) 卒業研修の内容に関する指針及びそれに該当するこれら指針の中で規定されたグループにしたがって編成された手術カタログ。これらの手術カタログはいずれも卒業研修指導資格を与えられた医師の署名がなければならない。いくつかの手術カタログが違った卒業研

修指導者から提出されているときは、申請者は総合した手術カタログを上述の基準に従って自ら作成し、署名しなければならない。

e) 免許後の職歴；それについての所定の記録は冒頭に示した申請書式を利用することができる；

f) クルズスの記録、例えばレントゲンまたは放射線防御規則によるクルズス、または労働医学、社会医学などのクルズス。

### 3. 手続費用はなるべく振替送金すること。

(現在、専門科、重点、自由選択卒後研修及び特殊領域などの試験は 130. Euro)。医師会からの書面による受付確認がくるまで待っててください。これらの受付確認には、重要なデータが記入された送金記入用紙が添付されている。この記入用紙を用いてください、しかし他の送金方法を選ぶこともできるが、該当する文書データを使ってください。そうしてくださることによって整理と入金額の確認が容易になる。

2.a)と b)の書類はコピー (1 通)、その他の証明書 (成績証明書、手術カタログなど) は 4 通のコピーを提出すること。

電話照会に対してノルトライン医師会の担当嬢は毎日 9.00-15.00(金曜日 9.00-14.00)の時間に対応している (Tel:xxxxxxxx)。試験の秘書は Tel:xxxxxxxx。個人的助言はあらかじめ電話で問い合わせてください。

### 申請締め切り期日の注意：

専門科、重点、自由選択卒後研修、付加称号または特殊領域の認定申請は早くとも卒後研修の最低期間を満たしたあとで提出することができる。しかし申請は申請期日の前に早めに提出してください。

完全な申請書類は遅くとも申請期日の 18.00 時までノルトライン医師会に提出しなければならない。郵便受付の日付だけが有効である。

## 2006 年 試験期日

	試験期日	申請締切期日
1)	2006 年 2 月 15 日 水曜 16 日 木曜	2006 年 1 月 4 日 水曜
2)	2006 年 4 月 27 日 木曜 2006 年 5 月 3 日 水曜	2006 年 3 月 15 日 水曜
3)	2006 年 6 月 7 日 水曜 8 日 木曜	2006 年 4 月 26 日 水曜
4)	2006 年 8 月 23 日 水曜 24 日 木曜	2006 年 7 月 12 日 水曜
5)	2006 年 10 月 18 日 水曜 19 日 木曜	2006 年 9 月 6 日 水曜
6)	2006 年 12 月 13 日 水曜 14 日 木曜	2006 年 10 月 31 日 火曜